

陳情第3号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について

令和元年5月31日受理

防衛省は、適地調査の結果として新屋演習場が適地であることを伝達しました。詳細は同省発表の説明資料やマスコミ報道のとおりですが、配備することを前提としてまとめられており、地元住民や県民が承服できるような内容ではありません。

レーダーはまだ開発途上であり、最大出力も機密とされている中、なぜ市民生活や人体に電磁波の影響はないなどと断言できるのでしょうか。また、住宅地との間に700メートルの緩衝地帯を設置することも提示されましたが、なぜ700メートルなのか、科学的根拠は示されていません。昨年、秋田県議会議員視察団は、ルーマニアのミサイル基地から最短の集落までは、その距離が4.5キロメートルと報告しましたが、秋田市の場合との距離の違いに驚いたところであり、これでは、狭隘な地理的制約から恣意的に導き出した距離ではないかと疑われても当然でしょう。そのほか、警備対策の強化、県有地の買収や県道のつけかえなど、事細かに述べられていますが、こうした対策自体が新屋演習場の不適地ぶりを雄弁に物語っています。

防衛省がどんなに安全を力説しても、地元住民や当団体の不安は消えません。それは、そもそも迎撃ミサイル基地とは、戦争勃発に備えて設置されるものであり、したがって有事の際には真っ先に標的にされるのではないかという不安です。同省がこだわる「適地」とは、紛争相手からは、最優先に破壊すべき「敵地」でしかないのです。

したがって、このような危険な軍事施設を秋田市の中枢区域にもほど近く、学校施設をも抱える住宅密集地に設置することは許されません。

ミサイル攻撃の危険や迎撃ミサイル基地の弊害から住民・市民を守る最良の方策。それは、科学的・客観的根拠に乏しい安全対策を考案することではなく、配備計画そのものを白紙に戻すことです。

つきましては、戦争体験者も加入している当団体として、秋田市議会に対し、下記事項について陳情します。

記

- 1 秋田市議会として陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関して決議すること。

陳情第4号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備反対に関する決議について

令和元年5月31日受理

日本国憲法下でありながら、国民の代表である国会議員が戦争に訴えて北方領土を取り返そうと口にする時代になってしまいました。こうした発言の背景に、憲法と平和主義を軽んずる思考の強まりがあるのではないかと危惧する者の一人です。

イージス・アショアの配備についても、その背景に同様の思考がうかがえます。さきの大戦の教訓と反省から、平和外交に徹し、戦争を準備したり加担したりすることのないよう努めることが、政府と国民の責務と考えます。

そもそも、人口減少に歯どめをかけるため、Aターンや移住者の確保、企業誘致と雇用の拡大に注力している本市・本県に、有事を前提にしたイージス・アショアを配備するなど論外です。

国が適地とする陸上自衛隊新屋演習場は、面積わずか1平方キロメートルで、住宅密集地が隣接しています。3キロメートル圏内には本市の行政中枢機関がひしめいています。ルーマニアの場合、周囲は広大な原野で、最も近い村まで4キロメートルもの距離があるとされており、この事例一つをとっても、新屋演習場は適地ではありません。有事ともなれば国民の財産・生命を守るどころか大惨事を招く恐れがあります。

防衛省から知事及び市長に対し、新屋演習場が適地とする説明がなされた今、秋田市議会におかれましては、イージス・アショアの配備を受け入れてはならないとする民意をくみ取り、配備反対の意思表示をしていただけるよう強く要請します。

つきましては、秋田市議会として、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備反対に関する決議をしてくださるよう陳情します。

陳情第5号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備は認められないことに関する決議について

令和元年5月31日受理

5月27日に防衛省は秋田市長と秋田県知事に現地調査の結果を伝達し、陸上自衛隊新屋演習場が適地だと説明しました。しかし、説明内容に納得する市民は少ないのではないのでしょうか。

防衛省の説明では、700メートルの緩衝地帯を設ける、県有地を買収する、県道を変更するなどして、電磁波から安全を確保するとしています。レーダー装置は開発中であり、最大出力も公表されていない中、なぜ、安全だと言えるのでしょうか。また、「700メートル」提案には驚きます。ルーマニアでは、ミサイル施設のあるデヴェセル軍基地から最も近い集落までは4.5キロメートルあり、ハワイ・カウアイ島ではデッキハウスから民家までは3マイル程度、約5キロメートルあり（県議会の視察報告より）、敷地の狭い新屋演習場に無理に配備することを正当化するために考案した700メートルと考えるしかありません。

ほかにも風車の移転、警備部隊の配置、広域監視装置など、さまざまな方針を打ち出していますが、裏を返せば、住宅密集地に隣接し市役所・県庁も3キロメートル圏内という新屋演習場は、迎撃ミサイル基地の配備には適していないことのあらわれです。それでも、国は議会や市長が明確な反対意思を示さない限り、今後もさまざまな条件を持ち出して配備への理解を取りつけようとするでしょう。

そろそろ、秋田市議会におけるイージス・アショア配備の是非に決着をつけ、議会の議論は少子高齢化、子供の貧困等、ほかの喫緊の課題に力を注ぐべきときではないかと考えます。

つきましては、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を陸上自衛隊新屋演習場に配備することは認められないとする決議をしてくださるよう陳情いたします。

陳情第6号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備計画反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

防衛省は、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備について、秋田市新屋勝平地区の陸上自衛隊新屋演習場を候補地として適地調査を実施し、5月27日に同演習場が適地であるとの結論を秋田県知事及び秋田市長に対し伝達しました。

その根拠として、同演習場の地質や電磁波による周辺環境への影響に問題がないためとしています。しかし、現在開発製造中とされるレーダーについては、電磁波の強度などその性能の細部については明らかにされておらず、防衛省側が問題なしと説明しても、地元住民は検証のしようがありません。何よりも問題なのは、住宅密集地に隣接してミサイル基地を配備することと、地元住民が配備に反対の意思を示している事実を全く考慮せずに適地と判断したことです。テロや攻撃の標的になりかねない最前線のミサイル基地と、未来永劫、隣り合わせで生活しなければならない住民の不安やストレス、そして地元の理解を得られていない現状を考えるならば、到底適地とはなり得ないはずです。

今定例会は、このたびの統一地方選挙を勝ち抜き当選した市議会議員各位におかれましては初めての議会であり、選挙前に掲げた公約を実行する機会となります。特に、イージス・アショアの配備に関しては、選挙前に秋田魁新報社がアンケート調査を実施し、反対16人、どちらかといえば反対8人、賛成1人、どちらかといえば賛成5人、その他6人との結果を報じており、反対の回答をされた議員各位においては、この内容を実行していただきたいと思います。

つきましては、地元住民が強く反対している現状も踏まえ、秋田市議会として、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画反対に関する決議をしてくださるよう陳情いたします。

陳情第7号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 新屋勝平地区への配備反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の新屋勝平地区への配備について、防衛省は5月27日に適地調査結果の説明を秋田県知事と秋田市長等に対して行いました。公表された説明資料によれば、緩衝地帯の700メートルは明確な根拠はなく、また、その距離を確保するために県道のつけかえや県有地の取得まで織り込まれ、どのように考えても、市民が納得いくものになっていません。

防衛省の説明には、①なぜ新屋配備なのかということ、②緩衝地帯を確保し、その距離を700メートルとしたこと、③警備体制の増員のため第21普通科連隊を活用すること及び④県道のつけかえ、県有地の取得や風車の移設等、これまで行われてきた住民説明会では一言も発言せず、におわせもしなかった事柄が多く出てきています。この新屋ありきの防衛省の姿勢は、候補地である新屋勝平地区の近隣住民だけではなく、多くの県民や市民を不安に陥れており、怒りが込み上げてきています。緩衝地帯の確保距離の700メートルについて、原田防衛副大臣は知事の要請にこたえた旨の発言をしており、根拠もない、まさに県知事への忖度であると言えます。さらに、レーダー波については、防護壁の設置により電磁波の影響を小さくするとしています。電磁波を遮へいするにはビル並みの高さの構築物が必要となります。それを演習場周囲に張りめぐらすことは考えられません。とても市民の生命第一の発想ではありません。市民の生命と安心・安全を守ることは地方公共団体の責務です。

また、防衛省の説明では、県道をさらに西側につけかえることや、西側の県有地の取得、風車の移設を打ち出しています。県有地の財産処分は県議会の議決案件ですが、県有地も風車の施設も県民・市民の財産です。この財産を国が奪い取ることは、まさに沖縄での米国による「銃剣とブルドーザー」による土地の強奪をほうふつとさせるものです。危険きわまりないイージス・アショアの配備は、周辺地価の下落を招きつつあります。安全な場所への移転を考えている住民も出てきており、人口の流出に拍車がかかり、人口減少対策と矛盾するものになっています。

県有地となっている林は、栗田定之丞が江戸後期に村人たちと協力し、幾多の困難を克服しながら育て上げてきた砂防林です。この砂防林は地区の歴史に深く結びついており、住民の誇りとなっています。今回の配備により財産も誇りも危険にさらされています。これはほんの一例に過ぎず、このほかにも、イージス・アショアと市民との共存に関する矛盾が多々あります。

日本国憲法は第8章地方自治の第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する

事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とし、国と地方公共団体を対等な関係として位置づけています。また、地方自治法第1条の2第1項で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とし、住民の生命と健康を守り、生涯にわたる発達の保障、働く場の保障と地域経済の確立、自然環境などの保全と継承などを進めることを規定しています。平成11年の地方自治法改正では、国と地方公共団体が対等・協力の関係にあるとされています。

つきましては、市民の生命と安全、財産を守るという地方公共団体本来の責任の観点から、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の新屋勝平地区への配備反対の決議をしてくださるよう陳情します。

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の
配備反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

防衛省は陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備について、秋田市新屋勝平地区の陸上自衛隊新屋演習場を候補地として、地元住民の不安をよそに適地調査を進めてきましたが、5月27日、同演習場は適地であるとの結論を秋田市長及び秋田県知事に対して伝達しました。防衛省は、演習場の地質や電磁波による周辺環境への影響に問題がないとし、住宅地との間に700メートルの緩衝地帯を置くなどの対策について説明を行いましたが、その根拠は極めてあいまいで納得できるものとは言えません。現在、開発製造中とされるレーダーについては、電磁波の強度など、その性能の細部について明らかにされておらず、防衛省側が問題なしと説明しても地元住民としては検証のしようがありません。何よりも問題なのは、住宅密集地に隣接してミサイル基地を配備すること自体の問題や地元住民が配備に反対の意思を示しているという事実などが、適地の判断に当たって全く考慮されていないことです。テロや攻撃の標的になりかねないミサイル基地と数十年にわたり隣り合わせで生活しなければならない住民の不安やストレス、そして、地元の理解が得られていない現状などを考えれば、到底適地とはなり得ないはずです。

防衛省が陸上自衛隊新屋演習場を配備候補地と公表してから1年になりますが、適地調査の実施、イージス・アショアの購入契約締結、そして、今回の適地の判断と、既成事実が積み重ねられている現状を目の当たりにして、当初から「新屋配備ありき」で進められてきているのではないかとの疑念がぬぐいきれません。地元自治体としての判断を先延ばししている間に、後戻りできない状況に追い込まれてしまうことだけは絶対に避けなければならないと考えます。

つきましては、地元住民が強く反対している現状も踏まえて、秋田市議会として、新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備反対に関する決議をしてくださるよう陳情いたします。